

表-7.1.1(1) 陸上植物に係る環境保全措置（その4）

実施主体	事業者	
方法及び実施の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・飛行場の存在により新たな林縁部が生じる樹林地について、林縁部の植生（マント・ソデ群落）の早期回復に努めるため植栽を行う。 ・植栽には可能な限り現地の植物を用いることとする。 ・植栽箇所については図-7.1.1(16)に示すとおりである。 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・林縁部の植生（マント・ソデ群落）の早期回復により、残存する樹林地への風の吹き込み等が軽減され、微気象の変化が林内まで及ぶことはなくなり、重要な種の生育状況に及ぼす環境影響は低減される。 	
当該措置を講じた後の環境の状況の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・当該措置を講じた後の環境の状況には変化はない。 	
効果の不確実性の程度	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽した株について、植栽後の活着状況に係る知見が不十分であると考ええる。 	
実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽には現地の植物を用いることから、環境の攪乱の要素は小さいと判断されることから、実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響は小さいと判断される。 	
代償措置	環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由	—
	損なわれ又は創出される環境に関し、位置並びに環境要素の種類及び内容	—